

# 墜落制止用器具着用使用について

知っていますか **保護具の着用義務**

## 墜落制止用器具 使用

- ・高さ2m以上の高所作業で墜落の危険のあるとき 安衛則 518~520
- ・足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業 安衛則 564
- ・高所作業車の作業床での作業 安衛則 194の18
- ・クレーン、移動式クレーンの搭乗設備に必要あって労働者を乗せる場合 クレーン則 17 13  
ゴンドラ則 17 13
- ・ゴンドラの作業床での作業
- ・酸素欠乏危険作業 酸欠則 6

安全帯→墜落制止用器具 (安衛令第13条第3項第28号改定)  
令和4年1月2日からは墜落制止用器具を使用してください。旧規格の安全帯は使用できません。

知っていますか **保護具の着用義務**

## 墜落制止用器具 使用

令和4年1月2日からは墜落制止用器具を使用してください。  
(旧規格の安全帯は使用できません)



知っていますか **保護具の着用義務**

## 7m以上使用の巻 安衛則 518~520

令和4年1月2日からは墜落制止用器具を使用してください。

- ・高さ2m以上の高所作業で墜落の危険のあるとき  
〈事業者の義務〉 事業者=皆さんの給料を払っている会社 (元請けではありません)  
高さ2m以上の面所で、囲い、手摺、覆いを設けることが著しく困難な時か、作業の必要上臨時それらを取り外す時は、防網を張り、作業員にフルハーネス型を使用させなければならない。  
〈労働者の義務〉 労働者=皆さん  
安全帯の使用を命じられたときは、使用しなければなりません。  
安全帯→墜落制止用器具 (安衛令第13条第3項第28号改定)  
※現在使用の旧規格の安全帯は使用できません。

知っていますか **保護具の着用義務**

## 墜落制止用器具使用の巻 安衛則 564

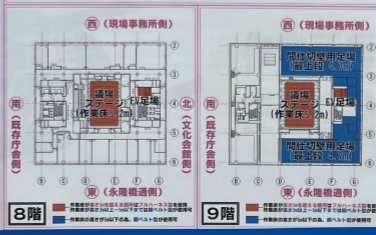
令和4年1月2日からは墜落制止用器具を使用してください。

- ・足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業  
〈事業者の義務〉 事業者=皆さんの給料を払っている会社 (元請けではありません)  
足場の緊結、取りはずし、受け渡し等の作業にあっては、幅40cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。  
〈労働者の義務〉 労働者=皆さん  
墜落制止用器具の使用を命じられたときは、使用しなければなりません。  
安全帯→墜落制止用器具 (安衛令第13条第3項第28号改定)

## 墜落制止用器具着用エリア①



## 墜落制止用器具着用エリア②



# 玉掛

ワイヤロープは、
素線の断線
摩 耗
キンク
変 形



今月の  
点検

知っていますか **保護具の着用義務**

## 墜落制止用器具 使用

- ・高さ2m以上の高所作業で墜落の危険のあるとき 安衛則 518~520
- ・足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業 安衛則 564
- ・高所作業車の作業床での作業 安衛則 194の18
- ・クレーン、移動式クレーンの搭乗設備に必要あって労働者を乗せる場合 クレーン則 17 13  
ゴンドラ則 17 13
- ・ゴンドラの作業床での作業
- ・酸素欠乏危険作業 酸欠則 6

安全帯→墜落制止用器具 (安衛令第13条第3項第28号改定)  
令和4年1月2日からは墜落制止用器具を使用してください。旧規格の安全帯は使用できません。

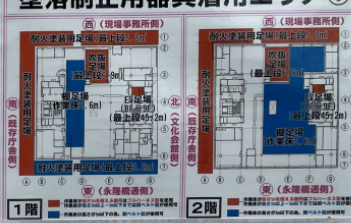
知っていますか **保護具の着用義務**

## 7m以上使用の巻 安衛則 518~520

令和4年1月2日からは墜落制止用器具を使用してください。

- ・高さ2m以上の高所作業で墜落の危険のあるとき  
〈事業者の義務〉 事業者=皆さんの給料を払っている会社 (元請けではありません)  
高さ2m以上の面所で、囲い、手摺、覆いを設けることが著しく困難な時か、作業の必要上臨時それらを取り外す時は、防網を張り、作業員にフルハーネス型を使用させなければならない。  
〈労働者の義務〉 労働者=皆さん  
安全帯の使用を命じられたときは、使用しなければなりません。  
安全帯→墜落制止用器具 (安衛令第13条第3項第28号改定)  
※現在使用の旧規格の安全帯は使用できません。

## 墜落制止用器具着用エリア①



知っていますか **保護具の着用義務**

## 墜落制止用器具 使用

令和4年1月2日からは墜落制止用器具を使用してください。  
(旧規格の安全帯は使用できません)



知っていますか **保護具の着用義務**

## 墜落制止用器具使用の巻 安衛則 564

令和4年1月2日からは墜落制止用器具を使用してください。

- ・足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業  
〈事業者の義務〉 事業者=皆さんの給料を払っている会社 (元請けではありません)  
足場の緊結、取りはずし、受け渡し等の作業にあっては、幅40cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。  
〈労働者の義務〉 労働者=皆さん  
墜落制止用器具の使用を命じられたときは、使用しなければなりません。  
安全帯→墜落制止用器具 (安衛令第13条第3項第28号改定)

## 墜落制止用器具着用エリア②

